

群馬県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			4.3E-1	3.5E+1	35.1
64	エトフェンプロックス	2.4E+1	1.7E+1	6.3E+0	2.7E+1	74.6
117	テブコナゾール				2.7E+0	2.7
139	トラロメトリン			6.1E+0	2.1E+0	8.1
140	フェンプロパトリン			2.9E+0		2.9
153	テトラメトリン	2.6E+2	9.3E+0	2.4E+2	1.1E-1	508.7
181	ジクロロベンゼン	5.6E+2	2.5E+2			814.1
225	トリクロルホン		8.7E+0			8.7
248	ダイアジノン		9.3E-1			0.9
251	フェニトロチオン		2.3E+2	3.6E+0		235.0
252	フェンチオン	5.8E+0	8.5E+1	5.8E+0		96.4
256	デカン酸				4.0E+0	4.0
350	ペルメトリン	3.3E+1	4.7E+1	2.0E+1	5.7E+1	156.0
405	ほう素化合物		9.5E-2	5.5E+1	1.2E+0	56.0
427	カルバリル			2.1E+2		207.0
428	フェノブカルブ			1.3E+2	1.5E+2	286.7
457	ジクロールボス	1.2E+2	8.3E+2			954.4
合 計		1.0E+3	1.5E+3	6.8E+2	2.8E+2	3451.4

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等